

## 2-4 職員への教育訓練

### (1) 人材育成及び訓練

発災時に実効性のある協力体制を構築するために、平時から本計画や香川県災害廃棄物処理行動マニュアルの記載内容について関係者に周知するとともに、職員の災害マネジメント能力を維持・向上するための教育訓練等を実施する必要がある。教育訓練については、組織人事が大きく変わった場合や定期の開催により、発災時に速やかに対応できるよう継続的に人材育成に努める（図 2-4-(1)-1 参照）。

県、市町、一部事務組合で構成する香川県災害廃棄物対策連絡協議会においては、担当職員の対応力向上と関係機関との連携体制の充実・強化を図ることを目的に、災害廃棄物処理広域訓練を実施している。また、四国ブロック協議会においては、国、他県、市等と定期的な情報交換や訓練を実施している。

職員・専門家の登録については、平成 27 年 9 月に発足した国の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net：有識者、関係機関の技術者、関係団体等から構成）の活用を図る。D.Waste-Net は、災害廃棄物処理に関わる関係者のネットワーク化や、人材育成による災害廃棄物対応力強化等を推進している。

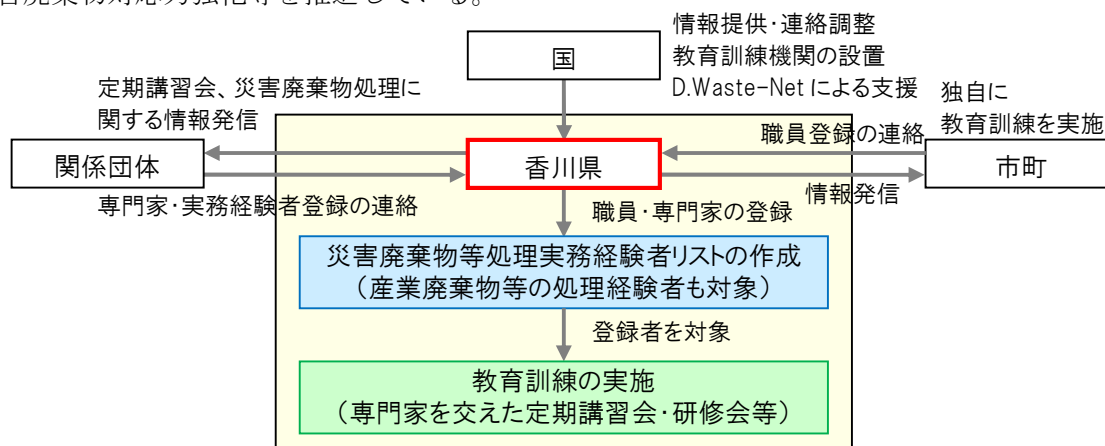


図 2-4-(1)-1 県の教育訓練（例）

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部） p.2-7

一部修正・加筆

#### 【市町が独自に行う教育訓練（例）】

- ・発災を想定したシミュレーション（収集から最終処分を想定した図上演習等）。
- ・仮置場の設置運営や危険物の取扱い・処分方法。
- ・各契約における積算方法及び災害査定対応。
- ・地域防災計画、災害廃棄物処理計画の確認・内容把握。
- ・廃棄物処理に関する専門知識、廃掃法等の法令知識の習得。 など

※東日本大震災において、発災前に行った自治体と建設業界との合同防災訓練が、発災時に効果を発揮したという事例がある。

出典：「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～（平成 27 年 3 月）」（環境省東北地方環境事務所） p.34,35 一部修正・加筆

## (2) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、国の指針や県が作成する地域防災計画が改定された場合等に見直す。さらに、廃棄物処理計画が改定された場合等には、その内容を確認の上、処理施設の残余容量等に大きな変化があれば計画を見直すことがある（図 2-4-(2)-1 参照）。

### 計画の見直し

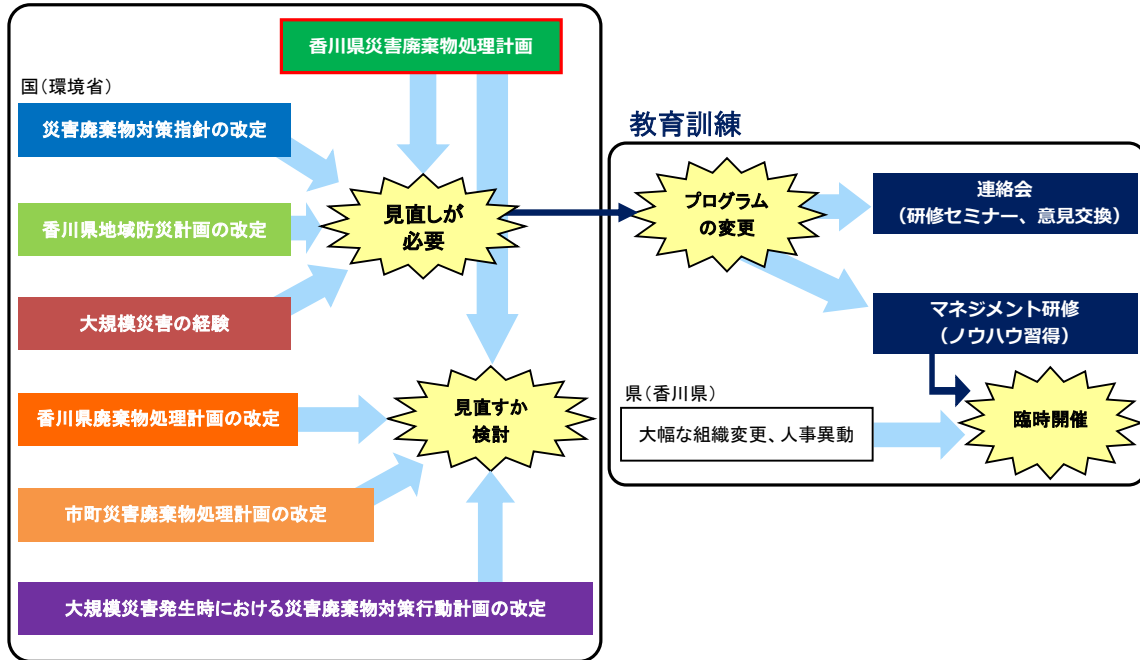


図 2-4-(2)-1 計画の見直しと教育訓練の考え方